最終更新日：2017年1月10日

株式会社フォーシーズホールディングス
代表取締役社長 洲崎　智広
問合せ先：経営企画室　092-720-5460
証券コード：3726
http://www.4cs-holdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を目指す経営の推進、経営の透明性確保、社会に対するアカウンタビリティの向上を基本方針とし、以下の体制を構築することによって、コーポレート・ガバナンスの整備に取り組んでいます。

（1）企業理念
当社の企業理念として、「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」をスローガンに、社名を「株式会社フォーシーズホールディングス」（英語：4Cs Holdings Co.,Ltd.）としております。この社名のフォーシーズ（4Cs）は「顧客（Customer）を創造（Creation）し、顧客を大切（Cherish）にすることで社会貢献（Contribution）する」という意味を込めており、これら英単語の頭文字、4つのCを現わしております。この社名のもと当社グループは、当社グループに関わる全ての人に感動を提供し、多くの人を幸せにするということを会社の中心において事業を進めてまいります。

（2）取締役会
取締役会は、7名の取締役で構成し、経営に関する重要事項、財務経理、経営管理に関する重要事項、人事に関する重要事項を協議しています。また、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しています。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行の意思決定を行っています。

（3）監査役会
当社は、監査役会制度を採用しています。
監査役会は、監査役3名で構成し、原則として毎月1回開催するほか、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しています。

（4）内部統制システム
当社は、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制システムの適切な整備と確実な運用を行っています。内部統制システムとして、当社の職務の効率性向上のための体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制及び内部監査体制等を構築・整備し、その充実を図るとともに、監査役監査が効率的に行われることを確保するための体制や環境の整備を推進しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
　議決権の電子行使については、株主の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、前向きに検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率等の推移を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

【補充原則1－2－5】
　当社は、基準日時点において株主名簿に記載されている議決権を有する株主を議決権の行使が可能な株主としております。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則3－1－2】
　外国人株主比率等の推移を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

【補充原則4－11－3】
　取締役会の実効性評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から評価手法について検討してまいります。 なお、開示についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
　当社グループが政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その保有に関する方針を策定のうえ開示します。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
　当社グループでは関連当事者取引を行う際は、取締役会での審議・決議を要することとしています。なお、特別の利害関係を有する取締役は当該議案についての決議には参加できず、議決権を行使できない旨を取締役会規程に定めております。
　また、当社グループの全ての役員に対して、1年に1回関連当事者取引の有無について確認のアンケートを実施することでその管理体制を構築しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
　当社ホームページ（http://www.4cs-holdings.co.jp/）に経営理念・中期経営戦略を掲載しております。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書１－１．基本的な考え方に記載しております。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、社長と会長による検討会を行い、取締役会において決議しております。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補については、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を当社の経営に反映いただけるなど知識・経験・能力のバランスを考慮し選任しております。監査役候補については、財務・会計に関する知識の有無や弁護士としての高い法令順守の精神の有無など適材適所の観点から総合的に判断し選任しております。
(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役、社外監査役の各候補の経歴及び選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則４－１－１】
取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度などを勘案し取締役会規程を定め決議しております。また、職務権限規程を定め、各職位の職務権限を明確にしております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値の向上を図る観点から、独立性のある社外取締役を2名選任しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【補充原則４－11－１】
当社取締役会は、効率的なグループ経営を意識しており、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任したうえで、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めております。
また、監査役は当社の重要会議に出席するほか、協議・決定された社長決裁（稟議）事項及び報告事項について書類を閲覧し、報告を受けることとしております。

【補充原則４－11－２】
当社取締役・監査役の兼務の状況及び社外役員の取締役会・監査役会への出席状況については毎年事業報告にて開示を行っております。

【補充原則４－14－２】
取締役・監査役に対するトレーニングについては、必要に応じ社外の専門家を招いて研修を行うほか、外部セミナーを受講するなどしており、その費用は会社が負担することとしております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、代表取締役社長を中心として、経営企画室が担当部門となりIR活動を推進しております。IR活動に必要な情報は、各事業子会社から情報を収集し取りまとめております。また、株主からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主から得られた情報の共有を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
井　康彦	1,339,280	19.50
株式会社ウェルホールディングス	1,230,500	17.92
ワイズコレクション株式会社	560,000	8.15
大坂　浩幸	224,000	3.26
鳥居　徹	100,090	1.46
堀内　昭彦	65,300	0.95
有限会社プロッシモ	56,000	0.82
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	51,600	0.75
近藤　雅喜	50,000	0.73
松井証券株式会社	47,300	0.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を105,170株保有していますが、上記大株主の状況からは除外しています。
また、上記大株主の状況における割合（%）は、自己株式を控除して計算しています。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浅井　克仁	他の会社の出身者											
佐藤　隆治	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅井　克仁		―――	財務・会計に関する知見及びビジネスに関する卓越した知見をもとに、社外取締役として独立した立場で職務を執行していただけると判断し、社外取締役に選任しました。
佐藤　隆治		―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役として独立した立場で職務を執行していただけると判断し、社外取締役に選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画に基づき、連携して財務経理・経営管理の調査等を実施しているほか、必用の都度、意見を交換して情報の共有を図り、効率的な監査を実施しています。
また、監査役と内部監査部門である内部監査室は、当該事業年度の監査計画に基づき、連携して業務フロー・財務フローの調査等を実施しているほか、必用に応じて監査に関する情報または意見の交換を行うことで効率的な監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大木　一顯	税理士													
鬼塚　恒	弁護士													
廣瀬　隆明	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大木　一顯	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無いことから、平成27年12月18日の取締役会において、独立役員に指定しました。	税理士としての経験をもとに、財務経理に関する見地から社外監査役として独立した立場で職務を執行していただけると判断し、社外監査役に選任しました。
鬼塚　恒		―――	弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。
廣瀬　隆明		―――	公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役のインセンティブ向上を目的としてストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、平成15年3月期より、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しています。
各対象者の新株予約権割当数については、各対象者の職責、業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役については、報酬総額を開示しています。なお、監査役及び社外監査役についても、報酬総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年９月期の役員報酬については、取締役４名に対し総額27,000千円、監査役３名に対し総額4,800千円でした。なお、株主総会決議（平成15年10月27日）にて、取締役の報酬は、月額20百万円以内、監査役の報酬月額は、３百万円以内と決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

内部監査室が窓口として、社外監査役へのスケジュール連絡等のサポートを行う他、業務を補佐する体制をとっています。
また、内部統制事務局及び内部監査室と連携を図り、必要な報告を受ける等、双方の情報交換を行っています。
このほか、特に重要な案件に関しては、事前に取締役、監査役など、必要なメンバーを集めた報告会を行うことにより、監査役会・取締役会での議論に資するよう情報共有を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営の適法性、妥当性、動機性及び透明性を確保するため、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。
経営の意思決定及び業務執行の機動性の確保のため、取締役会については取締役7名で構成しており、会社の経営方針その他重要事項を決定し、会社の業務遂行を効率的に行うための実質的な経営課題の協議の場として、取締役の過半数にて構成される定例の取締役会を原則月１回開催するほか、個別案件については適宜開催し、経営の意思決定を迅速に行っています。

このほか、当社は監査役会制度を採用しており、当該監査役会は独立性の高い社外監査役3名で構成され、取締役の職務執行の監査にあたっています。社内の課題と各専門分野に精通する実務経験豊富な社外監査役による監査役監査が効果的に機能しています。また、監査役の職務をサポートするスタッフの配置、内部統制事務局や内部監査部門との連携等により、監査役の機能強化を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、取締役の経営監視機能につき、責任と権限を明確にしています。また、取締役会の決裁権限を明確にし、監査役会、内部監査室、コンプライアンス委員会等によるモニタリングを適切に組み合わせることによって、公正かつ効率的な企業経営を行えるものと考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めており、法定期日より前に発送しております。
その他	招集通知は発送期日前に東証に開示とともに、当社HPに掲載し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年12月22日に当社第14期定時株主総会後にタカクラホテル福岡にて「中期経営計画」に関する説明会を開催している他、個人投資家向け、アナリスト向けなどのIR説明会も実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年７月８日に東京にて、日本証券アナリスト協会主催のアナリスト向けIRミーティングを開催しており、今後は定期的に行う予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時情報開示と同時に当社HPに掲載しています。 当該IRに関するURL：http://www.4cs-holdings.co.jp なお、掲載資料は、決算短信、有価証券報告書等、株主総会の招集通知（決議通知）、投資に関する説明会資料、各種リリース資料です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営企画室が担当部門として、環境、安全衛生、社会活動等の方針、計画等に関して部門横断的に協議し実行しています。また、社会貢献活動のひとつとして、平成28年９月期の株主優待引換限定商品（選択制）に、平成28年熊本地震復興支援活動への寄付を設けております。さらに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの方針、計画等に関して部門横断的に協議しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部者情報管理規程において、情報の保管とともに適切な情報の公表についても定めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会規程・監査役会規程の見直しを行い役員の倫理に関する不足事項があれば改定し、必要に応じ弁護士を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務執行に係る情報については、内部者情報管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) リスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社は、業務執行のリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整える。
・事業を遂行する上でのリスク
・事業体制についてのリスク
・投融資等についてのリスク
ロ. リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについて管理責任者を設定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを編成し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本理念を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その組織として内部監査室を強化する。
ロ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行う。
ハ. 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善案の策定を求めることが出来る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、対象となる子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
取締役は、子会社において、不正行為又は法令及び当該子会社の定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長及び取締役会並びに監査役に報告する。
ロ. 子会社は、当社による経営管理、経営指導において、不正行為又は法令及び定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、当社コンプライアンス委員会又は内部監査室に報告するものとする。
同委員会は、直ちに意見等を付して代表取締役社長及び取締役会並びに監査役にこれを報告する。
監査役は、これにつき意見を述べるとともに、その改善を求めることができる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ. 監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室員から監査役補助者を任命できる。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立を確保する。
ロ. 監査役補助者に任命された者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 内部監査規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
ロ. 社内通報規程に従い、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役会設置会社として、監査役監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取組みを行う。
イ. 実効的な監査が行われるようにするため、監査役は、取締役会への出席に際し、事前に付議事項について報告を受ける。また、監査役は、会社の重要会議に出席するほか、協議・決定された社長決裁(稟議)事項及び報告事項について書類を閲覧し、報告を受ける。
ロ. 当社は、「監査役監査基準」を制定し、監査役の職責と心構えを明らかにするとともに、監査体制のあり方並びに監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものとする。また、監査役会に関しては、「監査役会規程」を制定し、招集等の手続き、監査報告書の作成要領、決議・報告・協議を要する事項等、監査役会に関する事項について定め、その適正な運営及び審議の充実を図る。
ハ. 監査役は、取締役との定期的な協議、内部統制事務局及び内部監査部門との意見交換等を通じて、執行部門との意思疎通を十分に図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当・不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することとする。反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明らかにするため、「リスク管理規程」において、これを明確にリスクとして記載し対応担当部門を明らかにする。警察当局、関係団体などと十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に従い、体制の充実に向けて努力してまいります。

【参考資料：模式図】

